

船場にある会社様、船場に住む皆様が安心して生活できることを願って



船場ホーム(法務)通信



※今回は、外国人雇用のポイントについてご紹介します。

発行元: 新行政書士事務所

2014年6月

いつもお読み頂きありがとうございます。
新行政書士事務所 所長の新です。
5月は昨年と比べて会社設立のご相談が増えました。

景気が回復してきているのでしょうか、前向きな方が増えたように思います。
さて、今月は最近とりざたされている外国人の雇用について、注意点をあげさせていただきます。

外国人雇用のポイント

日本に滞在する外国人には、その目的に応じて何らかの在留資格が与えられます。観光客には「短期滞在」、経営者には「投資経営」、留学生には「留学」などです。在留資格は現在27種類あり、この中には働いてはいけないものがあります。先にあげた「短期滞在」と「留学」は働くことができないものです。

外国人を雇用する際には、在留カードで就労可能なかを確認してください。たとえば、留学生をアルバイトとして雇うのであれば、その方が「資格外活動許可」を取得しているか確認してください。手続きは比較的容易ですので、取得していただければ、すぐに入国管理局で手続きしてもらってください。

安易に就労可能な在留資格を持っていない外国人を雇用してしまった場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金など厳しい刑に処せられます。

在留カードの見方は入国管理局のホームページに掲載されていますが、当事務所にご連絡いただいてもご確認いただけます。

また、初めてのご相談は無料でお伺いしていますので、お悩み、お困りのことがありますら、お気軽にご相談ください。

(電話 06-6245-8590)

5月は妻と長女の誕生日がありました。美大志望の長男は自信を無くし三日間先輩のところへ家出していました。三日間では結論が出なかったようですが、帰ってきてから2日間たってついに自分から「やっぱり美大に行きたい！」と結論を出しました。親としては見守るしかできないのが、歯がゆいです。

当事務所のコンセプトは「船場を盛り上げて、世界に幸せを」です。これからも、船場のみなさまのお役に立てますように活動してまいります。

また、毎週水曜日午後1時から帰化相談会(無料)を開いています。お気軽にご連絡ください。

(予約電話 06-6245-8590)



新 正伸 しん まさのぶ

1965年3月25日 大阪府大阪市で

4人兄弟の長男として生まれました。

文房具(特に筆記具)が好きで

現在、フリクションボールペンを愛用中!!

妻と三男、一女の6人家族で

毎日楽しく暮らしています。

安田 峰子 やすだ みねこ

1982年9月7日生まれ

行政書士を目指して現在奮闘中!!



新行政書士事務所

行政書士 新 正伸

場所 大阪市中央区久太郎町3-1-22

OSKビル306号

電話 06-6245-8590

FAX 06-6245-8591

取扱い業務

飲食店の営業許可、風俗営業許可、契約書作成、農地転用、会社設立、医療法人設立、帰化申請、在留資格(ビザ)に関する各種手続き など